



行政相談マスコット
キクーン

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による 保険料免除についての見直し

—行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、令和8年9月17日、厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんは、全国に共通する課題として行政改善推進会議（※）に付議し、その意見を踏まえ、改善を促したものです。

行政相談の内容

家族4人（相談者、夫、息子、息子の妻）で会社を営んでおり、夫が代表取締役を務めている。家族4人は同居している。

息子の妻が出産し、育児に専念するため、年金事務所に健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の申出を行ったところ、免除が認められた。子が1歳になったときも免除の延長が認められた。

その後、子が1歳半になったときに、免除の再延長手続きをするため年金事務所に向いたところ、息子の妻は免除の対象ではなく、これまでの免除が誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められた。納得できない。

判明した事実

- 健康保険及び厚生年金保険の被保険者のうち、育児により休業したときに保険料が免除されるのは、育児・介護休業法の適用対象者すなわち労働基準法の「労働者」のみ。同居の親族のみを雇う事業に雇用される者は労働基準法の「労働者」ではなく、育児・介護休業法は適用されないため、保険料は免除されない。
- 保険料免除の申出を審査している日本年金機構では、申出に係る被保険者が同居の親族のみを雇う事業に雇用される者ではないかをチェックしていない。
また、育児休業等取得者申出書や同機構のホームページでは、免除の対象となる期間は育児・介護休業法に基づく育児休業等期間に限るとは記載されているものの、同居の親族のみを雇う事業に雇用される者は免除の対象にならないとは明示されていない。

育児で休業しても保険料が免除されない被保険者もいるんだね……



行政改善推進会議の主な意見

- 育児のために働けなくなり、収入がなくなった場合、保険料を免除するのが筋であろう。
- 育児・介護休業法の適用があればそれで休業していることが分かるが、適用がなければ保険料を免除しないとするのではなく、本件のようなケースでは「育児・介護休業法の適用」に代わるような保険料免除の要件を考えていくのではないかな。
- 同居の親族以外の者が1人でも雇用されている事業の場合、育児・介護休業法の適用があって、申出があれば保険料免除が認められることと比べると、本件取扱いが公平とはいえないのではないかな。
- 現在の制度の運用に当たっては、同居の親族のみを雇う事業であるかどうかなどについて育児休業等取得者申出書にチェック欄を設け、その内容を基に審査を進めればよいのではないかな。現在の制度に関する事業主への周知も必要ではないかな。



行政改善推進会議の意見を踏まえた厚生労働省へのあっせん

《あっせんの内容》

- ① 健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が育児により休業した場合に、経済的負担が減じられるよう、保険料を免除することについて検討すること。その際、必要に応じて実態を把握するとともに、健康保険法及び厚生年金保険法の目的や制度の趣旨に沿って、育児・介護休業法の適用を受けない者に係る免除の要件や不正な申出による免除を防ぐための検査の方法などについて整理する必要があることに留意すること。
- ② 現在の制度の運用に当たっては、「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が誤って保険料免除を申し出ることを防止するため、育児休業等取得者申出書様式の見直し、業務処理マニュアルの整備、周知の仕方の工夫など必要な措置を講ずること。

※ 総務省に申し出られた行政相談を端緒として、行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するため、行政改善推進会議（座長：江利川 毅（公財）医療科学研究所相談役）を開催しています。



健康保険及び厚生年金
保険の見直しについて、
検討されるといいね！

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）